

生駒市規則第9号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「自治振興係」を「自治振興係 市民活動推進センター」に、「防災対策課 防災対策係」を「危機管理課 危機管理係」に、

「市民税課 庶務係 市民税係 資産税課 土地係 家屋係」を「課税課 庶務係 市民税係 土地係 家

屋係」に、「人権施策係」を「人権施策係 人権教育係」に、「児童福祉課」

を「こども課」に、「児童福祉係」を「こども係」に、「計画係 まちづくり

推進係」を「庶務係 計画係」に、「開発指導課 開発指導係 建築指導課 指導係 審査係」を「建築

課 建築指導係 建築審査係 開発指導係」に、「みどり推進課 公園管理係

緑化推進係」を「みどり景観課 緑化推進係 景観係」に、「生駒山麓公園

管理事務所」を「公園管理課 公園管理係 生駒山麓公園管理事務所」に改める。

第7条市民活動推進係の項第1号中「市民参加」を「市民参画及び協働」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「他課」を「他課の所管」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同条自治振興係の項の次に次の1項を加える。

市民活動推進センター

(1) 市民活動推進に関する事業の企画及び運営に関すること(他課の所

管に係るものを除く。)

(2) 市民活動団体及びボランティア活動の支援及び普及啓発に関する
と。

(3) 特定非営利活動団体の推進に関すること。

(4) 市民活動推進センターの管理及び運営に関すること。

第8条総務系の項中第9号を次のように改め、第10号から第13号までを
削り、第14号を第10号とする。

(9) 市有自動車の購入及び管理等に関すること。

第8条情報統計系の項第6号中「各種指定統計」を「各種基幹統計」に改
め、同項に次の1号を加える。

(11) 固定資産評価審査委員会に関すること。

第9条中「防災対策課」を「危機管理課」に改め、同条防災対策系の項第1
号を次のように改める。

(1) 危機管理の総合調整及び対策に関すること。

第9条防災対策系の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号
ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加え、同項を同条危機管理系の項とす
る。

(2) 危機管理に関する情報の収集及び報告に関すること。

第9条の3企画系の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第
9号とし、第11号を第10号とする。

第9条の4情報化推進系の項第2号中「地域情報化計画」を「情報セキュリ
ティポリシー」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) ホームページの運用管理に関すること。

第9条の4情報システム系の項各号を次のように改める。

(1) 情報システムの運用管理に関すること。

- (2) 情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (3) 情報機器の運用管理に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第12条中「市民税課」を「課税課」に改め、同条庶務系の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条市民税系の項の次に次の2項を加える。

土地係

- (1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 土地の評価に関すること。
- (3) 土地台帳及び地籍図に関すること。
- (4) 特別土地保有税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (6) 地価公示法（昭和44年法律第49号）の規定による閲覧に関すること。

家屋係

- (1) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (3) 家屋及び償却資産の評価に関すること。
- (4) 家屋台帳に関すること。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条人権施策系の項に次の1号を加える。

- (11) 課の庶務に関すること。

第15条人権施策係の項の次に次の1項を加える。

人権教育係

- (1) 人権教育事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 人権教育の指導に関すること。
- (3) 生駒市人権教育推進協議会との連絡調整に関すること。
- (4) その他人権教育に関すること。

第16条第4号を削る。

第18条農林係の項第9号中「みどり推進課」を「他課の所管」に改め、同条商工観光係の項第8号中「開発指導課」を「他課の所管」に改める。

第24条中「児童福祉課」を「こども課」に改め、同条児童福祉係の項を同条こども係の項とする。

第36条から第38条までを次のように改める。

第36条 都市計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 都市計画の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 広域的な事業の補助金申請に関すること。
- (3) 都市計画図の作成及び販売に関すること。
- (4) 都市計画審議会に関すること。
- (5) 土地利用に係る都市計画の証明に関すること。
- (6) 国土利用計画法による副申及び具申に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）による指導及び副申に関すること。
- (8) 部及び課の庶務に関すること。

計画係

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による区域区分、地域地

区等土地利用に係る都市計画の決定に関すること。

- (2) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に関すること。
- (3) 地区計画策定のための調査及び原案策定並びに運用に関すること。
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業に関すること。

第37条 建築課が分掌する事務は、次のとおりとする。

建築指導係

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による許可、承認、認定及び認可に関すること。
- (2) 建築審査会に関すること。
- (3) 建築物の動態調査報告に関すること。
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による優良住宅の認定に関すること。
- (5) 建築基準法による道路の位置指定、変更及び廃止に関すること。
- (6) 違反建築物の是正、調査及び処分に関すること。
- (7) 特殊建築物及び建築設備の定期検査及び報告に関すること。
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による認定等に関すること。
- (9) 建築物の耐震診断、耐震改修等に係る補助金に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による分別解体等に関すること。
- (11) 住宅相談に関すること。
- (12) 住宅政策に係る計画に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

建築審査係

- (1) 建築基準法に基づく確認及び計画通知に関すること。
- (2) 昇降機の定期検査及び報告に関すること。
- (3) 指定確認検査機関との連絡調整に関すること。
- (4) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年奈良県条例第30号）による届出等に関すること。
- (5) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の届出の審査等に関すること。
- (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の認定申請の審査等に関すること。
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資に係る住宅建設の審査に関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定に関すること。

開発指導係

- (1) 生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱（昭和62年11月生駒市告示第144号）等による指導に関すること。
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による指導及び副申に関すること。
- (3) 近郊緑地保全地区等地域制緑地内における行為の届出等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 奈良県風致地区条例（昭和45年奈良県条例第43号）による指導及び副申に関すること。
- (5) 租税特別措置法による優良宅地の認定に関すること。
- (6) 都市計画法による開発行為等に関する指導及び副申に関すること。

(7) 大規模小売店舗立地法に係る事前の調整に関すること。

(8) 開発事業審議会に関すること。

第38条 みどり景観課が分掌する事務は、次のとおりとする。

緑化推進係

(1) 緑の基本計画の推進に関すること。

(2) 緑の保全と緑化の推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(3) みどりの基金に関すること。

(4) グリーンボランティアの育成及び支援に関すること。

景観係

(1) 景観法（平成16年法律第110号）による景観施策に関すること。

(2) 屋外広告物施策の企画、立案及び調査に関すること。

(3) 屋外広告物の許可事務に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

第39条を削り、第39条の2を第39条とし、同条の次に次の1条を加える。

第39条の2 公園管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

公園管理係

(1) 都市公園等の維持管理に関すること（生駒山麓公園管理事務所の所管に係るものを除く。）。

(2) 街路樹の維持管理に関すること。

(3) 都市公園等の整備に関すること。

(4) 都市公園等の台帳の整備及び保管に関すること。

(5) 都市公園等の使用又は占用の許可に関すること。

(6) 都市公園等の計画に関すること。

第47条第1項中「児童福祉課」を「こども課」に改める。

第48条を次のように改める。

(係長)

第48条 係に係長（市民活動推進センターにあつては、所長。以下同じ。）を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。

3 人権文化センター、男女共同参画プラザ、高山竹林園、子どもサポートセンター、清掃リレーセンター、清掃センター、衛生処理場、消費生活センター、花のまちづくりセンター、生駒山麓公園管理事務所又は竜田川浄化センター(以下「人権文化センター等」という。)に係長を置くことができる。

4 前項の係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第49条第1項中「係」の次に「又は人権文化センター等」を加える。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の市民相談室1の項中「市民税課長」を「課税課長」に改める。

(生駒市長の職務を代理する職員を定める規則の一部改正)

第3条 生駒市長の職務を代理する職員を定める規則（昭和39年4月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号中「第2順位」を「第1順位」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第3順位」を「第2順位」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第4順位」を「第3順位」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条の見出し及び第1項中「第4順位」を「第3順位」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第4条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表中「建築指導課長」を「建築課長」に改め、同表専用公印の表中「市民税課長」を「課税課長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第5条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の3の項中「、中央公民館の館長、南コミュニティセンターの館長、北コミュニティセンターの館長」を削り、同表の5の項中「児童福祉課」を「こども課」に、「中央公民館の館長補佐」を「中央公民館の館長」に、「副館長」を「館長」に改める。

(生駒市予算規則の一部改正)

第6条 生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、中央公民館長、南コミュニティセンター館長、北コミュニティセンター館長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第7条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「防災対策課長」を「危機管理課長」に、「市民税課長」を「課税課長」に改め、同表資産税課長の項を削り、同表中「児童福祉課長」を「こども課長」に、「開発指導課長」を「建築課長」に改め、同表建築指導課長の項を削り、同表中「みどり推進課長」を「みどり景観課長」に改め、同表花の

まちづくりセンター所長の項の次に次の1項を加える。

公園管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

別表第1教育委員会人権教育課長の項を削り、同表教育委員会生涯学習課長の次に次の1項を加える。

教育委員会施設管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

(生駒市都市公園条例施行規則の一部改正)

第8条 生駒市都市公園条例施行規則(昭和45年3月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3項中「みどり推進課」を「公園管理担当課」に改める。

(水道事業管理者が職員の任免について市長の同意を得なければならない者等を定める規則の一部改正)

第9条 水道事業管理者が職員の任免について市長の同意を得なければならない者等を定める規則(昭和43年4月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務課庶務係長」を「総務課企画総務係長」に改める。

(生駒市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第10条 生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年3月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条予防係の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 防火意識及び防災意識の普及啓発に関すること。

(3) 防火管理講習に関すること。

第5条予防係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、第11号を削り、第12号を第7号とし、同項に次の1号を加える。

(8) 課の庶務に関すること。

第5条設備係の項第8号中「使用開始届」を「使用開始及び変更」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為に係る消防施設の指導に関すること。

第5条指導係の項各号を次のように改める。

- (1) 予防査察に関すること。
- (2) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (3) 防火管理及び防災管理の指導に関すること。
- (4) 防火対象物及び消防用設備等の点検報告に関すること。
- (5) 消防計画の作成指導に関すること。
- (6) 自衛消防隊の教育及び訓練指導に関すること。
- (7) 法令違反防火対象物の処理に関すること。

第6条警防係の項第1号を次のように改める。

- (1) 消防車両、機械器具及び装備品の開発及び整備に関すること。

第6条警防係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 電子計算機及び情報処理機器等の整備及び維持管理に関すること。

第13条（見出しを含む。）、第18条及び第19条第1項中「指導担当官」を「違反是正担当官」に改める。

（生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則の一部改正）

第11条 生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則（昭和42年12月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。